

～神戸市が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定～

# 消防計画、予防・防災規程等の変更が必要です。

事前の備えで、南海トラフ地震に伴う津波による人的被害は、軽減できます！

## ◆ はじめに ◆

- ・ 近い将来発生すると言われていて、南海トラフ地震を想定した、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「特措法」という。）で、神戸市が地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定されました。
- ・ 南海トラフ地震に伴う津波は、地震発生から神戸市に到達するまで約 80 分～110 分以上かかるため、事前の準備を行うことにより、津波による人的被害は大幅に軽減できます。
- ・ 消防法等では、「推進地域内」で、南海トラフ地震に伴う津波被害が想定される地域に存する事業所については、消防計画、予防規程及び防災規程に、津波対策等を定め届出・申請しなければならないと定めています。（以下、「南海トラフ地震防災規程」という。）

### 南海トラフ地震の震度等の想定

地震想定規模	M9.0
震度	最大震度 6 強
津波最大水位	4 m
津波到達時間	80～110 分

※ 兵庫県南海トラフ巨大地震・津波被害想定（平成 26 年 6 月 3 日）兵庫県公表



東日本大震災における津波襲来の様子

## ◆ 申請・届出について ◆

変更した消防計画、予防規程及び防災規程は、早急に所轄消防署に申請・届出てください。

### ～手続きの簡素化～

「特措法」では、「南海トラフ地震防災規程」を定めた場合には、消防署への申請・届出の他、その写しを市長に送付する必要がありますが、**神戸市では、消防署への申請・届出をもって、市長への写しの送付がされたものとみなし、写しの送付を省略します。**

## ◆ 南海トラフ地震防災規程に定めるべき内容 ◆

- 津波からの円滑な避難の確保に関する事項
- 地震に係る防災訓練に関する事項
- 地震による被害の軽減を図るために必要な事項
- ※ 具体的内容等については、所轄消防署、査察担当までご相談ください

東日本大震災で津波にのまれる工場の様子 →

